

広島市雇用対策協定に基づく事業計画（令和6年度）

広島市雇用対策協定第2条及び第3条に基づき、広島市（以下「市」という。）と厚生労働省（以下「労働局」という。）が共通の事業目標の下、連携して推進する取組内容等を次のとおり定める。

第1 生活困窮者の雇用対策について

1 現状と課題

平成20年秋のリーマンショックに端を発した急激な景気の後退による雇用・経済情勢の悪化に伴い、本市の生活保護受給世帯は急増したが、平成27年度以降は緩やかな減少傾向となっている。しかしながら、令和5年4月から12月までの生活保護の申請件数は前年比で増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響下において実施された特例的な生活支援の縮小により、支援を必要とする生活困窮者や生活保護受給者の更なる増加につながることが懸念される。

そのため、これまで行ってきた就労支援員等によるコーディネート、委託事業による就労意欲の喚起、求人開拓、開拓した求人等のあっせん及び職場定着、就労に向けた段階的支援、並びに国が行う無料職業紹介事業と市の行う福祉等に関する相談業務等を一体的に実施するために設置した就労支援窓口の取組を今後はより手厚く行っていく必要がある。

また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関（広島市くらしサポートセンター）とハローワーク・就労支援窓口との密接な連携の下、引き続き、就労を目指す生活困窮者に対する就労支援に積極的に取り組んでいく必要がある。

このため、就労支援窓口において、ハローワーク職員と福祉事務所職員等が、それぞれの持つ知識やノウハウを共有することにより、福祉事務所職員等が窓口誘導した支援対象者に対し、早期に一体的な手厚い就労支援を行うとともに、必要に応じてハローワークにおいて職業訓練の受講あっせんを行い、就労による自立を目指す。

2 連携して推進する取組

(1) 就労支援窓口の全区役所設置によるハローワークとの一体的支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）

常設による就労支援窓口（中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、佐伯区）及び巡回による就労支援窓口（安芸区）において、生活保護受給者、児童扶養手当受給者及びそれらの相談・申請段階にある者並びに生活困窮者自立相談支援事業の支援対象者のうち、市及び各ハローワークが支援の必要

があると判断した者を対象とし、ハローワークの職員が求人情報を活用して、予約制による職業相談・職業紹介業務等を実施する（予約が入っていない時間帯においては、予約していない利用希望者にも可能な限り対応する。）。また、就労支援窓口の利用者のうち職業訓練の受講を希望する者に対しては、ハローワーク職員が就労支援窓口において相談を実施する。

なお、支援対象者数等の目標値を達成するため、各区の実情に応じ重点的に取り組む事項を定め、就労支援窓口の利用促進を図る。当該取組の詳細等は、別に定める。

また、東区及び安芸区の就労支援窓口において、安芸郡4町の支援対象者が相談支援を受けられるよう、市及び労働局は連携して取り組む。

(2) 児童扶養手当受給者等に対する就労支援窓口の利用促進

各ハローワークは、児童扶養手当受給者が職業相談等に来所した際、就労支援窓口に関する説明を行い、本人が利用を希望する場合には、その者が居住する区の就労支援窓口へ誘導する。市は、各区において、児童扶養手当受給者及びその相談・申請段階にある者に対して、就労支援窓口の案内チラシを配布し、周知・誘導を積極的に実施する。

なお、現況届の提出月である8月を周知・誘導強化期間とし、市からの通知文への案内チラシの同封や、各区への臨時相談窓口の設置などに取り組む。

(3) 生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する就労支援

市は、自立相談支援機関（広島市くらしサポートセンター）において、生活困窮者からの相談に応じる中で、生活保護受給者等就労自立促進事業による支援が必要と認められる者について、各ハローワーク・就労支援窓口と連携して、一体的な支援を行う。

また、各ハローワークは、来所した生活困窮者が就労以外にも複合的な課題を抱えているなど、包括的かつ継続的な支援の必要があると判断した場合に、本人に対し自立相談支援機関（広島市くらしサポートセンター）に関する説明を行い、周知・誘導を積極的に行う。

第2 若者の雇用対策について

1 現状と課題

若者の流出、人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現するためには、若者が地方で安心して働くことができるようにする必要がある。県内における令和6年3月新規学校卒業予定者の就職内定率は、令和6年1月末現在、新規高等学校卒業予定者が93.0%で前年同月比1.1ポイント低下、新規大学卒業予定者は88.0%で前年同月比2.7ポイント上昇している。若者の就職状況は高水準を維持しているが、一方で、若年者の離職率が高いなど厳しい状況も続いている。

また、若者の数が減少しているにもかかわらず、ニート状態にある若者の数は、全国で約57万人、本市では約4千人と高止まりの状態が続いている。こうしたことから、若者の就職、自立を支援するため、関係機関がより連携強化を図り、対応する必要がある。

このため、県内の高等学校及び大学等卒業予定者の就職内定率の向上と職業意識の啓発、また、若者の職業的自立を支援する広島地域若者サポートステーション及びひろしま北部若者サポートステーションの就職等件数の増加を目指す。

2 連携して推進する取組

(1) 新規学校卒業予定者及び若年者向けの就職ガイダンス等の共催

市は、労働局及び関係機関と連携して、新規学校卒業予定者や若年者が就職できるよう、就職ガイダンスを共催する。また、市広報紙やホームページへの掲載、市関連施設へのリーフレットの配布により対象者への周知を図るとともに、職員による当日業務の応援などを行う。

(2) 経済団体への高等学校及び大学等卒業予定者の採用枠確保要請

新卒者等の就職状況を考慮し、必要に応じて、市、労働局及び関係機関の連名で、高等学校及び大学等卒業予定者等の採用枠確保について、経済団体へ要請する。

(3) 広島地域若者サポートステーション及びひろしま北部若者サポートステーションの運営に関する連携

市と労働局は、広島地域若者サポートステーション及びひろしま北部若者サポートステーションについて、相互に情報交換・誘導等を行い、若者の職業的自立を支援する。

また、各サポートステーションは、自立相談支援機関（広島市くらしサポートセンター）と連携し、就職氷河期世代の支援に積極的に取り組む。

(4) 若者雇用促進法の周知・広報

労働局は、市及び関係機関と連携して、平成27年10月に施行された「若者雇用促進法」及び同法に基づく「ユースエール認定制度」を広く周知し、若者の雇用促進を図るとともに、安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいく環境を推進する。

(5) 働く女性・若者のための就労環境の整備

市は、女性や若者が働きやすい、働きがいのある就労環境の整備を推進するため、労働局や広島県（以下「県」という。）などと連携し、中小企業等を対象とした研修会や無料相談などを行う。

労働局と県は、無料相談における職員等の派遣及び参加事業者の募集並びに研修会等の周知広報などを行う。

(6) U I J ターン就職の促進に関する連携

市と労働局は、広島広域都市圏U I J ターン促進協議会において、広島広域都市圏の自治体や関係機関等と連携し、東京圏・関西圏の学生等のU I J ターン就職を促進するため、合同企業説明会への出展、U I J ターン就職促進リーフレットの配布及びS N S を活用した情報発信などを行う。

また、労働局は、市が実施するその他のU I J ターン就職の促進に関する事業の周知広報などを行う。

第3 高齢者の雇用対策について

1 現状と課題

少子・高齢化が急速に進展し、労働力人口の減少が見込まれる中で、働く意欲と能力を有する高齢者が年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現が重要な課題となっている。

令和3年4月1日に高年齢者雇用安定法が改正され、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務とされたところであり、働く住民が高齢期に不安を抱かずに安心して働けるようにするために、長年培ってきた知識や経験を活かしていきいきと就労できるよう、再就職の支援や、多様な就業機会の確保に向けた取組の推進が必要である。

このため、高齢者が年齢にかかわりなくその能力を發揮し、いきいきと生きがいを感じながら暮らしていけるよう、これまでの人生で培った知識、経験、技能を活かした就業の機会を提供することを目指す。

2 連携して推進する取組

(1) 広島市シルバー人材センターの就業支援

ハローワークに就職・就業相談で訪れる60歳以上の住民が臨時の・短期的又は軽易な業務への就業を希望する場合には、ハローワークはこれらの業務への就業機会を提供する広島市シルバー人材センターを紹介する。

また、労働局は、シルバー人材センターが実施する会員数増加や多様な働き方等に係る取組の周知広報を行う。

(2) シニア応援センター事業による高齢者の社会参加の促進

広島市総合福祉センターで市社会福祉協議会が運営するシニア応援センター事業において、労働局及び関係機関と連携して、高齢者に対する職業紹介のほか、シルバー人材センターやボランティア活動の紹介などをを行い、社会参加の機会を提供する。労働局は、本事業に必要な情報の提供や助言などの支援を行うとともに、各ハローワークにおいて広報チラシの配布など、本事業の周知広報を行う。

(3) その他の取組

国等による高年齢者の安定した雇用の確保に資する各種制度の紹介等に市は積極的に取り組み、高齢者の就労支援を推進する。

第4 子育て中の方の雇用対策について

1 現状と課題

我が国の女性の労働力率は、20代後半から30代にかけていったん低下し、このM字カーブの底は徐々に浅くなっているものの、依然として結婚、出産、子育てのため、やむを得ず離職する状況が見受けられる。特に、母子家庭等においては、就労に向けての十分な準備がないまま就労せざるを得ない場合が多いことから、非正規の不安定な就労形態が半数以上を占め、その収入は一般世帯の4割に満たない低い水準に留まっている。

そのため、資格取得に必要な費用の助成（母子家庭等自立支援給付金事業）や、母子家庭等就業・自立支援センターにおけるパソコン、介護職員研修等の講習会開催など、就労に向けた支援を行っているが、必ずしも就労に結びついてはいないのが実情であり、それぞれのニーズや状況に応じたきめ細やかな支援を行っていく必要がある。

このため、母子家庭の母等の就業者数の増加を目指す。

2 連携して推進する取組

(1) 母子家庭等就業・自立支援事業の推進

市は、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、労働局と県が共同で運営するしごとプラザ マザーズひろしまの求人情報や、オンラインで提供されるハローワークの求人情報を活用して、きめ細やかな就労支援を推進する。

(2) 広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）における就労支援

市は、就労を希望する広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）の利用者にしごとプラザ マザーズひろしまの支援メニューを情報提供する。

(3) しごとプラザ マザーズひろしま等の利用促進

市と労働局は、関係機関と連携して、市内の保育園、幼稚園、小学校及び地域子育て支援拠点施設におけるチラシ等の配布や、市広報紙への掲載などにより、しごとプラザ マザーズひろしまや広島県ナースセンターに関する周知広報を行う。

(4) 子育て中の方に対する保育園入園状況等の情報提供

市は、近隣の地域子育て支援拠点施設の事業内容を定期的に労働局へ情報提供し、しごとプラザ マザーズひろしまは、利用者に対して同様に情報

提供を行う。また、市は、マザーズハローワークと市の保育サービスアドバイザーによる情報交換会にて、保育園等の利用状況をマザーズハローワークへ情報提供する。

マザーズハローワークは、保育園等の入園申請の機会等を活用した就労相談会の開催に協力する。

(5) 働く女性・若者のための就労環境の整備（再掲）

市は、女性や若者が働きやすい、働きがいのある就労環境の整備を推進するため、労働局や県などと連携し、中小企業等を対象とした研修会や無料相談などを行う。

労働局と県は、無料相談における職員等の派遣及び参加事業者の募集並びに研修会等の周知広報などを行う。

第5 障害者の雇用対策について

1 現状と課題

令和5年6月1日現在の県内の企業等の常時雇用する従業員における障害者雇用率は2.48%と法定雇用率を達成しているものの、障害者雇用率達成企業の割合は52.1%に留まっている。

また、雇用義務のある企業のうち3割程度が障害者を一人も雇用していないなど、依然として様々な課題が残されている。

令和6年度以降の法定雇用率については、令和6年4月に2.3%から2.5%へ引き上げられ、更に令和8年7月に2.7%へと引き上げられるため、より一層障害者の雇用を促進していく必要がある。

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するためには、企業における障害者雇用への理解を深め、障害特性に応じた受け入れ態勢を整えるとともに、採用後の定着支援など、関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援に取り組む必要がある。

このため、企業が障害者雇用への理解と認識を深め、障害のある求職者により多くの雇用機会を提供することを目指す。

2 連携して推進する取組

(1) 障害者合同面接会の共催

市とハローワークは、県と連携して、障害者と企業等を対象とした障害者合同面接会を行う。開催に当たっては、ハローワークが中心になって企画し、市がPRや送料の一部を負担、また、当日の案内等を分担する。

(2) 広島市障害者雇用促進検討会議の開催

障害者雇用の拡大・定着を支援するため、市、ハローワーク及び地域の就労支援機関による検討会を開催し、効果的な事業や取組を検討し、事業

を行う。

(令和6年度に実施する取組)

障害者雇用の意識啓発・理解促進のための企業向け講演会の開催

- ・新たに障害者を雇用しようとする企業等を対象とした講演会

- ・企業等への出前講座

(3) 障害者就労施設等からの物品調達等に関する連携

障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、市と労働局は、各施設等で提供可能な物品等についての情報や、調達状況を共有する。また、障害者を多数雇用する事業者に対する受注機会の拡大を図るため、労働局は、障害者雇用率の高い事業者等の情報を市に提供し、市は、障害者雇用推進事業者認定制度の周知に積極的に取り組む。

(4) 障害者就労支援モデル事業所の認定

市は、障害者の雇用及び工賃の向上を促進するため、障害者の雇用促進や実習の受け入れ、障害者就労施設への発注業務を積極的に行う事業所を障害者就労支援モデル事業所として認定し、市民に周知するとともに、特に積極的に取り組む事業所を顕彰する。各ハローワークは、広報チラシを配布するなど、当制度の周知広報を行う。

(5) その他の取組

- ・ハローワーク、市及び地域の就労支援機関等における就労支援・生活支援・職場定着支援・就業生活支援を行う「チーム支援」や、職場定着支援等に向けた企業への啓発活動に積極的に取り組む。
- ・精神・発達障害者については、ハローワーク、広島市発達障害者支援センター及び地域の就労支援機関等と連携した講座等の共催に積極的に取り組む。
- ・難病患者については、ハローワークの難病患者就職サポーターが、広島大学病院内に県・市で設置する難病対策センターにおいて、難病患者の就職の相談や支援を行う出張相談に積極的に取り組む。

第6 就職氷河期世代の雇用対策について

1 現状と課題

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望とかい離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者も少なくない状況にある。

このため、令和2年7月17日に立ち上げた「就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォーム」を通じ、官民が協働して就職氷河期世代の支援に関する

る社会の関心を高め、社会全体で取り組む気運の醸成を図るとともに、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、加齢による様々な就業制約等）を踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げることを目指す。

2 連携して推進する取組

(1) 「就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォーム」による支援の推進

市は、労働局及び県が主催する「就職氷河期世代活躍支援ひろしまプラットフォーム」に構成員として引き続き参画し、当該世代に対する支援を各関係機関と連携しながら積極的に行う。

(2) 広島地域若者サポートステーション及びひろしま北部若者サポートステーションの運営に関する連携（再掲）

市と労働局は、広島地域若者サポートステーション及びひろしま北部若者サポートステーションについて、相互に情報交換・誘導等を行い、若者の職業的自立を支援する。

また、各サポートステーションは、自立相談支援機関（広島市くらしサポートセンター）と連携し、就職氷河期世代の支援に積極的に取り組む。

第7 外国人材受入れの環境整備等

労働局は、市及び関係機関と連携して、外国人労働者の職場環境の改善や適切な雇用管理を行うとともに、市が実施する外国人受入施策について、関係企業・事業主等に対して情報提供できるよう努める。

市は、広島市・安芸郡外国人相談窓口において、外国人市民等からの相談に対応する中で、就労・雇用に関する支援が必要と判断した場合、適切な情報提供やハローワークへ迅速に誘導する。また、外国人労働者問題啓発月間（毎年6月）のPRなど、労働局が行う各種取組に関する周知広報を行う。

市と労働局は、関係機関と連携して、外国人受入れに係る諸問題についての情報交換等を行い、それを踏まえた対応などについて検討する。

第8 誘致企業等の人材確保に向けた支援

市は、誘致企業等の新規雇用見込みについて労働局に情報提供し、労働局及びハローワークは、管内の雇用情勢を説明したうえ当該企業への求人開拓や職業紹介を行うなど、市と労働局は連携して誘致企業等の人材確保を支援する。

また、誘致企業等が採用のための面接会をハローワークで実施することを希望する場合は、労働局は可能な限り就職の斡旋や周知広報により、面接会等の

開催を支援する。

第9 職業訓練について

(1) 職業訓練コースへの地域のニーズ等の反映

市は、広島県地域職業能力開発促進協議会等において、市が把握した地域の実情・ニーズを情報提供し、労働局及び関係機関はそれを考慮した上で職業訓練コースについて検討し、設定する。

(2) その他の取組

市は、求職者支援訓練の周知広報に取り組み、労働局及び関係機関は、市の求めに応じて、職業訓練に関する情報提供を行うとともに、県市連携で設定した委託訓練の新たなコースについて、積極的に、求職者等へ周知を図る。

第10 保育士、看護職員及び介護職員等の人材確保について

(1) 保育士等合同就職説明会の開催

市は、私立保育園等が安定的に人材を確保できるようにするため、保育士等合同就職説明会を開催する。開催に当たっては、ハローワークは求職者への周知・誘導を行う。

(2) 広島県ナースセンターによる特別相談の開催

市は、看護職員の復職を支援するため、関係機関と連携して、区役所において、広島県ナースセンターの相談員が巡回による相談を行う特別相談を共催する。

(3) 介護職員等の参入の促進

市は、多様な介護人材の新規就業を促進するため、介護職員初任者研修及び生活援助員研修を開催し、当該研修の修了者に対して就業支援を実施する。労働局は、市に対して生活援助員研修修了者の就業状況に関する情報提供を行う。

上記(2)、(3)について、労働局は、各ハローワーク及びしごとプラザ マザーズひろしまにおいてチラシ配布を行うなど、これらに関する住民への周知広報を行う。

(4) 多様な関係者による保育・介護人材の確保・育成

保育・介護団体、地域団体及び地元企業等の地域の多様な関係者が、「共助」をベースに保育・介護人材の確保・育成を目指す取組について、労働局は、各ハローワーク及びしごとプラザ マザーズひろしまにおいてチラシ配布を行うなど、これらに関する求職者等への周知広報を行う。

また、市はハローワークが主催となって行う介護人材・保育士確保のための合同就職説明会について、周知・広報を行う。

第 11 協同労働の推進について

市は、関係機関と連携しながら、地域住民が自発的に地域課題に取り組めるよう、協同労働の取組を促すプラットフォームを構築する。労働局は、プラットフォームが実施する協同労働に係る取組事例発表会や補助金公募等の周知広報を行う。

第 12 雇用対策の共同推進体制について

市と労働局は、行政、労働者団体及び使用者団体が、広島市雇用対策協定に基づく雇用対策等を共同で推進するための体制を確立するため、当事業計画の具体的な取組方針や内容についての議論等を行う広島市雇用対策協定推進会議を開催する。